

社会福祉法人 興善会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、当法人の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払うことができる。

(理事の報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。尚、理事会に出席し、且つ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

2 理事長及び理事が理事会及び評議会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、その職務執行の対価として、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第4条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。尚、理事会に出席し、且つ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また同一日に併せて監事業務を行った場合であっても、これを支払わないものとする。

(評議員の報酬等)

第5条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員の報酬等)

第6条 評議員選任解任委員が評議員選任解任委員に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給す

ることができる。

- 2 旅費及び宿泊費は、実費を支給することができる。
- 3 業務遂行に必要な経費の実費を原則として支給できる。
- 4 日当は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張後に支払うこととする。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規定を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第9条 役員等は、法人職務証跡資料として、職務証跡の作成に協力するものとする。

(改正)

第10条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付則

この規程は、令和8年4月1日より適用する。

別表 1

名称	報酬	実費弁償費
理事会出席報酬（日額）	5,000 円	2,000 円
評議員会出席報酬（日額）	5,000 円	2,000 円
選任解任委員会出席報酬（日額）	5,000 円	2,000 円

別表 2

名称	報酬	実費弁償費
理事長業務報酬等（月額）	650,000 円	0 円
理事業務報酬（月額）	0 円	0 円

別表 3

旅費	宿泊費	日当	その他
実費	実費	15,000 円	実費

※上記の金額から源泉徴収税を差し引いた金額を支給する。

※支給方法については、月末締め、翌月 25 日に口座振り込みとする。